

記録要約

- (1) 第三者委員会の設置目的・組織体制について
- (2) 事件の概要、事件発生の要因について

委員長

「内部検討会での中間報告等」では法令順守及び倫理観の欠如が直接的な要因と書かれているが、そういったものが欠如した人が長や職員となる可能性は0とは言えない。町の入札の仕組みも含めて原因究明していかなければならない。そういう人がなったとしても抑止・防止できる新しい体制を構築する必要がある。どこに問題があったか考えていかなければならない。

委員

原因究明・調査しようとするとして、どの程度まで調査する考えか？

委員長

基本的には役場の中で知り得る情報をベースに調査せざるを得ないと考えている。

委員長

外部の人間がどうこう言っても、こういう不正は今後も起こり得る。職員自らが作ったものを自分たちで守らなきゃいけない。今回は「目標の内部化」により自分たちの目標・自分たちが守るべきことだという風なものを作らなければならぬと考えている。

- (3) 現行の入札制度と近年の入札概況について

①現行の入札制度

委員長

指名競争入札だから不正が起こったと考えられないか？

事務局

指名でも制限付一般競争入札でも予定価格を漏らすということに差はない。

委員

予定価格が漏れたのはどの段階が考えられるか？

事務局

事務フローの指名通知発送の先が決まってからでないと、どこの業者が入札に参加するか確定しないので、それ以降である可能性が高い。

委員長

指名される可能性がある業者数はどの程度だったのか？

事務局

最初の逮捕になった入札で指名したのは３社だった。

委員長

指名業者が決まらなくてもある程度推測できる状況ではあった？

事務局

お互いに分かっていた可能性はある。

委員長

指名業者が決まらなると漏らせないってことはない。町で指名可能な業者が１０社以下であればうちにも指名が来るってわかってしまう。多分行くよということで漏らすことは可能ですね。

委員

当時の資料を見せてもらうことは可能ですか？

事務局

事件に関する書類は押収されているが、一般的な入札の関連書類であればお見せできる。

委員長

設計価格と予定価格をイコールにする必要はないと考えているが、歩切り禁止を守っているということか？県などは変動価格制度みたいなものを用いて設計価格と予定価格に差を出している。予定価格が上がる場合や下がる場合がある。そういった考えも必要と考えている。

委員長

随意契約を行う際に複数社から見積はとっているか？

事務局

少額随意契約の場合であれば、少額であっても２社以上から見積を徴取することとなっている。それ以外の随意契約理由であると、そこ業者しかできないというものがほとんどなので見積を徴取して比較するのは難しい。

委員長

町長が設計価格つまり予定価格を知り得たのは、町長が決裁する起工の段階か？

事務局

町長が関与するとすれば起工伺いの発議、指名通知発送の発議のタイミングと思われる。

委員長

町長の倫理観やコンプライアンスに頼らざるを得ないってことになってしまうので、事務手順の中で町長が予定価格を円単位まで知らなくても大丈夫という仕組みはできないか？

事務局

この事業は a ランクとか b ランクとかといった風に言い換えることは可能だと思います。

委員長

それ以外にも予定価格を事前公表してしまう方法もある。おすすめはしないが。

事務局

国も事前公表は推奨はしていない。町は最低制限価格の計算式を公表しているので、予定価格から逆算できてしまうかもしれない。

委員長

最低制限価格の計算式を公表していれば公表することは難しいですね。

事務局

最近業者側から入札後に金入設計書の情報開示請求が出されることが多くなってきた。何の根拠もなく設計価格を歩切りして予定価格を計算しているとなると、落札できなかった業者から、なぜそんな歩切りをしているのかと指摘される恐れもある。

委員長

状況は理解したが、研究する必要があると思う。設計価格＝予定価格とならない方法がないか。どういう方法があるのか。

委員長

決裁時に円単位まで設計価格を見せる必要があるか？もっと大まかな単位で見せることも検討されたい。

委員

入札基準の等級の見直しはどの時期にどのような見直しを行うのか？

事務局

有資格業者名簿というものを2年に1度作成している。名簿に登載されるためには業者が入札参加資格申請書に必要書類を添付して申し込む必要がある。等級を決めているのは町内建設業10数社だけである。

委員長

町の考え方として、指名競争入札の方がやはり不正が起こりやすい、あるいは一般競争入札にすれば不正が起こりにくいという風にはお考えですか。

事務局

なんとも言えない。競争性を働かせるだけであれば制限付一般競争入札で充分だが、地元業者を指名競争入札で指名して、地元の業者を守らなきゃいけないという思いもある。

委員長

制限付で地域要件を町内にすればあまり変わらないと思うが、10数社と業者数が少ないと色々問題が出てきてしまう。大きめの業者が毎回とってしまうとか。

事務局

そういう配慮もあって金額が低い工事は小規模の業者だけに絞って指名している状況もある。

②近年の入札概況

委員長

案件ごとの指名業者と辞退者がどのくらいあったのか。実際に応札したのは何社いたのか知りたい。

委員長

指名競争入札で参加が1社の場合は成立する取り扱いか？

事務局

石川町は成立しない取り扱いで行っている。

委員長

制限付一般競争入札ではどうか？

事務局

制限付一般競争入札の場合は成立する取扱いである。指名競争入札では辞退ってというのはほとんどない。皆さん必ず参加する傾向にある。

委員長

一般競争入札にすると事業者の責任感や使命感みたいなものが欠如する可能性が考えられる。指名競争入札だと、指名されたんだからなんとか頑張って応札しようっていう、そういうところあると思います。

事務局

町外事業者を指名した場合は辞退されることがあるが、町内事業者を指名した場合は辞退されることがほとんどない。

委員長

それは聞こえは良いが、一方で非常にこう、閉鎖された中で、非常に少ない業者が、色々緊密に連絡を取りながらやってるっていう可能性もね、推測されると思います。その中で、官製談合をいかになくしていくかを考えていくと、業者に対しての教育とか指導も必要ではないか。